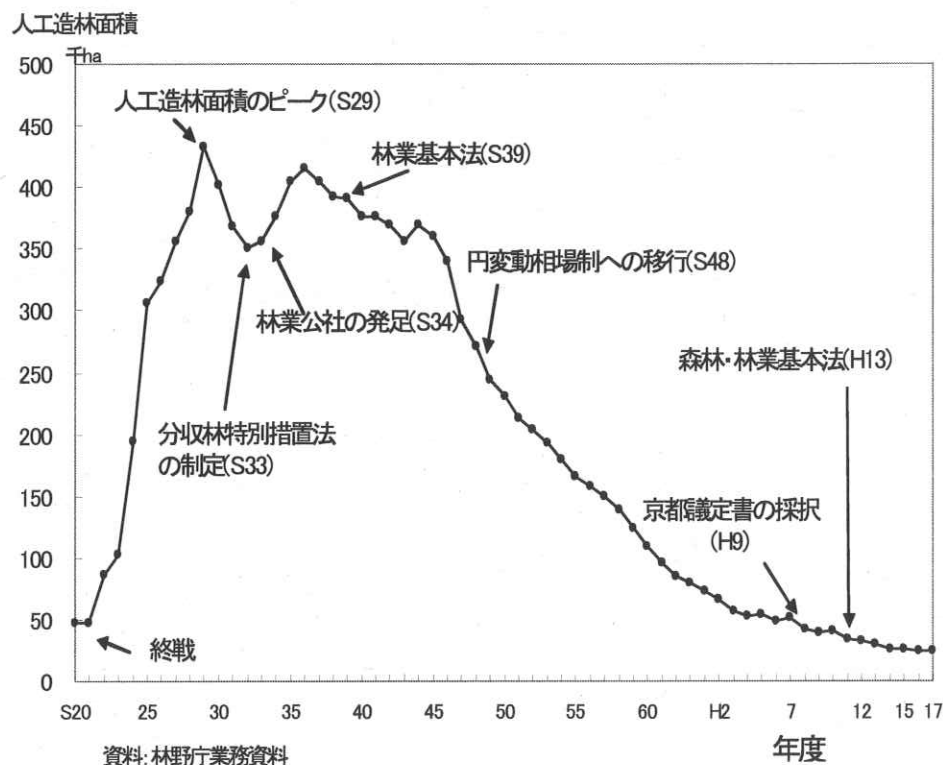


林業公社の現状と課題

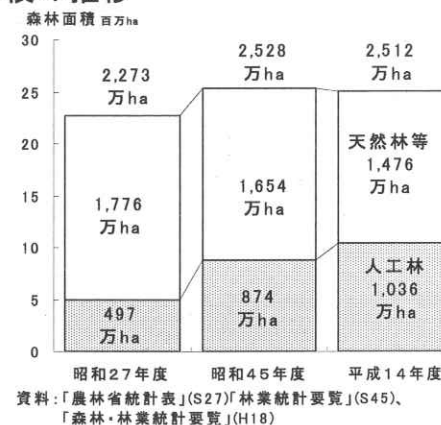
平成19年9月5日

- 戦後、復旧造林と資源育成のため積極的な造林を展開。国土の3分の2を占める森林を維持しつつ、国土保全等の公益的機能を発揮。
- 人工林は1千万haに及び、毎年約8千万m³蓄積が増加するなど充実しつつある。
- 人工林を健全に育成するとともに、国民のニーズに対応した多様な森林を育成することが課題。

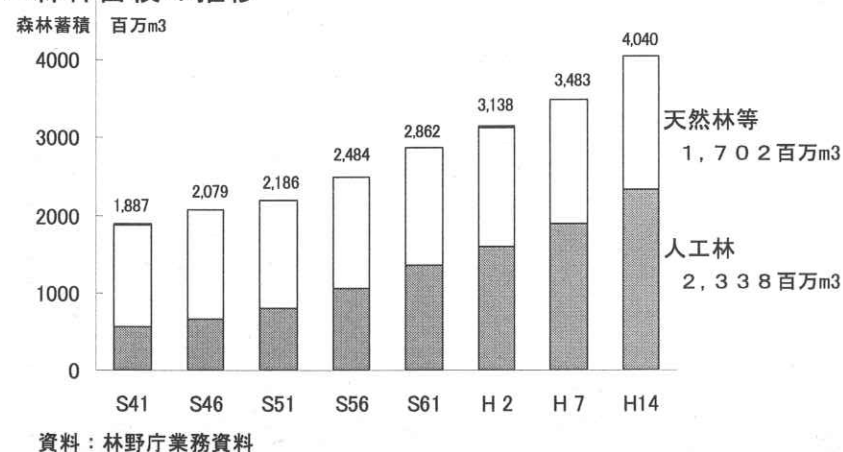
■戦後の人工造林面積の推移



■森林面積の推移



■森林蓄積の推移



○ 多様な主体が様々な手法により森林を整備する中、林業公社は分収方式で人工林を造成。

■ 経費負担の区分等による森林整備

事業の区分	対象森林	実施主体	経費負担の区分等	所有者負担
①一般造林事業による森林整備	森林所有者等により自主的な整備を行う森林	森林所有者等	国 都道府県 所有者等 ※通常、国と都道府県で約7割を補助	有
②公的分収林	森林所有者等によって整備が進みがたい森林	林業公社	林業公社 ※資金は、融資、補助金等により調達 ※公社は将来の主伐収益の一定割合(通常6割)を取得	有 (伐採収益の一部は公社へ)
③治山事業による森林整備	国土保全上その適正な整備が必要な保安林等	都道府県	国 都道府県 ※通常、国が都道府県に1/2等を補助	無
④水源林造成	奥地水源林(保安林)	緑資源機構	緑資源機構 ※機構は将来の主伐収益の一定割合(通常5割)を取得	有 (伐採収益の一部は公社へ)
⑤国有林野事業	国有林(国民共有の財産)	国有林	国有林	無 (国直轄)

<区分別の森林面積>

森林面積	所有区分別	人工林面積	保安林面積	分収林面積
・森林面積2512万ha	・民有林1728万ha ・国有林784万ha	・民有林795万ha ・国有林241万ha	・民有林497万ha ・国有林669万ha	・林業公社 42万ha ・緑資源機構 45万ha

○ 林業公社は、水源林の整備、地域振興等のニーズに対応して分収方式による森林造成を推進するために、昭和40年代を中心に各都道府県において設立された民法法人。

○ 全国38都道府県に42公社が設立され、これまでに42万haの森林を造成（平成19年4月現在）。

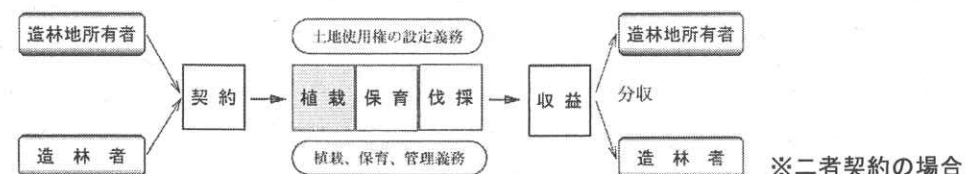
■林業公社の設立時期

年 度	設立 公社数	累計	設立公社名
昭和34	1	1	対馬(長崎県)
35	1	2	熊本(旧五家荘、46年名称変更)
36	4	6	高知、長崎、屋久島(鹿児島県)、兵庫
39	3	9	滋賀、岡山、岩手(H19解散)
40	4	13	広島、島根、愛知、山梨
41	12	25	秋田、福井、鳥取、山口、富山、宮城、長野、群馬、石川、岐阜、徳島、愛媛
42	6	31	山形、福島、鹿児島、宮崎、京都、和歌山
43	2	33	神奈川、木曽三川(岐阜県)
44	1	34	茨城
45	2	36	青森、大分(H19解散)
47	1	37	新潟
48	1	38	びわ湖(滋賀県)
58	2	40	埼玉、奈良
60	1	41	北海道
61	1	42	栃木
63	1	43	東京
平成8	1	44	隠岐(島根県)

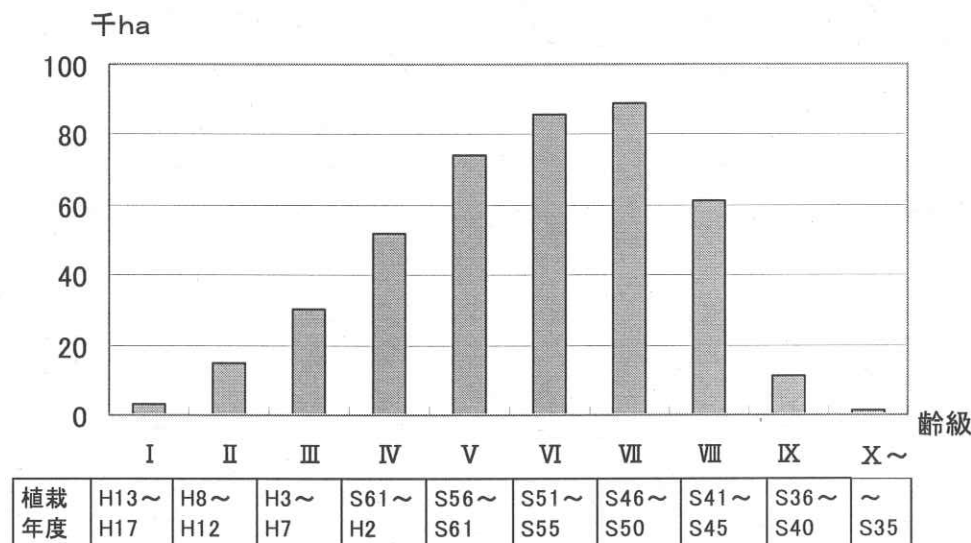
注) ①愛媛県の公社はS56年に解散、屋久島の公社はH10年に統合

②岩手県、大分県の公社はH19年度に解散

■分収造林契約の仕組



■公社造林地の齢級構成（H18.3.31現在）

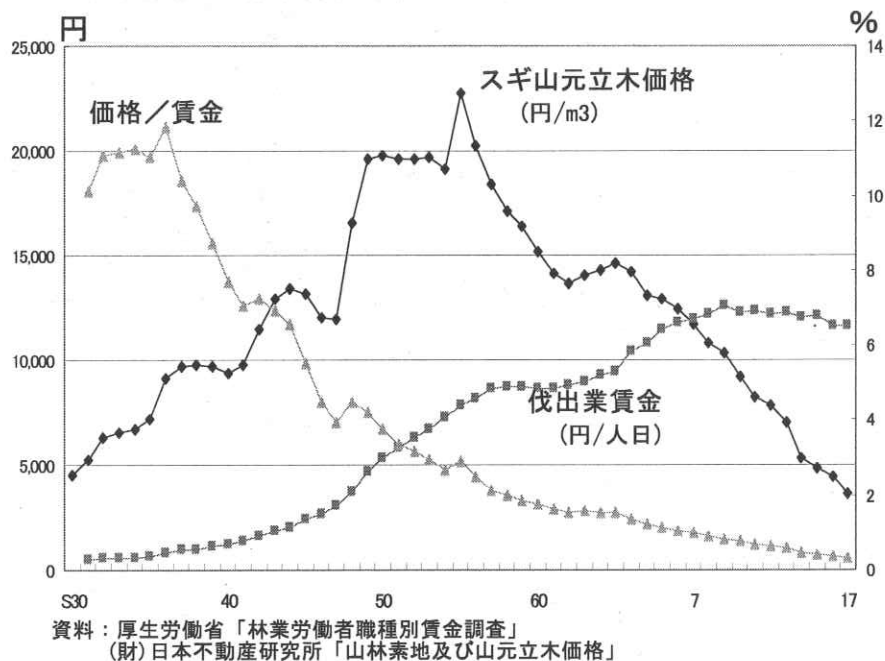


資料：林野庁業務資料

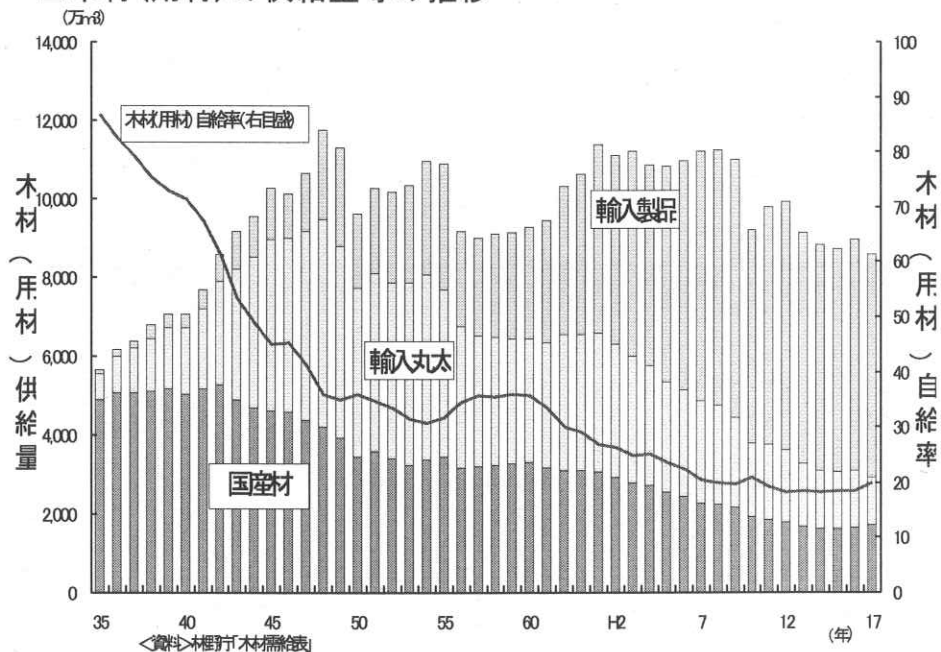
○ 過去数十年の社会経済情勢の変化により、林業採算性が低下するなど、林業の経営環境は激変。

- ・戦後、新設住宅着工戸数の増加等により木材需要は増大。木材価格は上昇し、昭和55年にピークとなったが、この間、外材の輸入量が増加し、製材用材の自給率は80%台から30%台に低下。その後の製品輸入の増大、住宅建築様式の変化等の中で、平成9年には20%を切る。
- ・昭和50年代半ばからは木材価格は低下。特に山元での立木価格の低下が著しく、スギでは昭和55年の22.7千円/m³が、平成10年には1万円/m³を切り、平成17年には3.6千円/m³とピーク時の2割以下となった。

■ スギ立木価格と林業労働者賃金の推移



■ 木材(用材)の供給量等の推移



■ 木材価格の推移 (昭和55年価格→平成17年価格)

(単位：千円/m³)

樹 種	山元立木価格	丸太価格 (中丸太)	製品価格 (正角10.5cm、長3m)
スギ	22.7 → 3.6 (16%)	38.7 → 12.4 (32%)	70.4 → 41.8 (59%)
ヒノキ	42.9 → 12.0 (28%)	76.2 → 25.5 (33%)	141.5 → 67.2 (47%)

- 森林の育成に長期間を要し、社会経済情勢が変動する中、森林整備の長期的な目標の達成と短期的な情勢変化への対応が課題。

■ 森林・林業を巡る情勢変化等

森林所有者、林業関係者

- ◆ 林業採算性の低下
⇒ 森林所有者の施業実施意欲の低下
- ◆ 高齢級の人工林が急増し、利用期を迎える一方、施業が十分でない森林が多い。

- 施業の集約化等を図りつつ、間伐等を推進
(人工林の成長等に併せて国庫補助も拡充)
- 国有林の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生
 - ・ 国際的な木材需要の増大等の中で林業等再生の好機
(平成17年には国産材の自給率が20%台に回復)
 - ・ 合板利用の促進、新たな生産・加工等システムの構築
- 「美しい森林づくり推進国民運動」の展開

林業公社

- ◆ 林業公社の多くは、資金調達を借入金に依存したため、長期債務残高が1兆円を超えるなど、厳しい経営状況にある。

国有林野事業

- ◆ 収穫量の減少、木材価格の低迷等により、昭和50年代に入り財務状況が急速に悪化
- ◆ 長期借入金の利子・償還金が増加
(H10年10月時点の債務は約3兆8千億円)

- 平成10年度から抜本的改革を実施
 - ・ 公益的機能の重視
 - ・ 組織・要員の徹底した合理化
 - ・ 一般会計の導入を前提とした特別会計制度
 - ・ 累積債務の処理(約2兆8千億円は繰上償還し、残りの約1兆円を返済)
- 平成16年度から新規借入金依存から脱却
- 今後、一般会計への移行及び一部独法化の検討

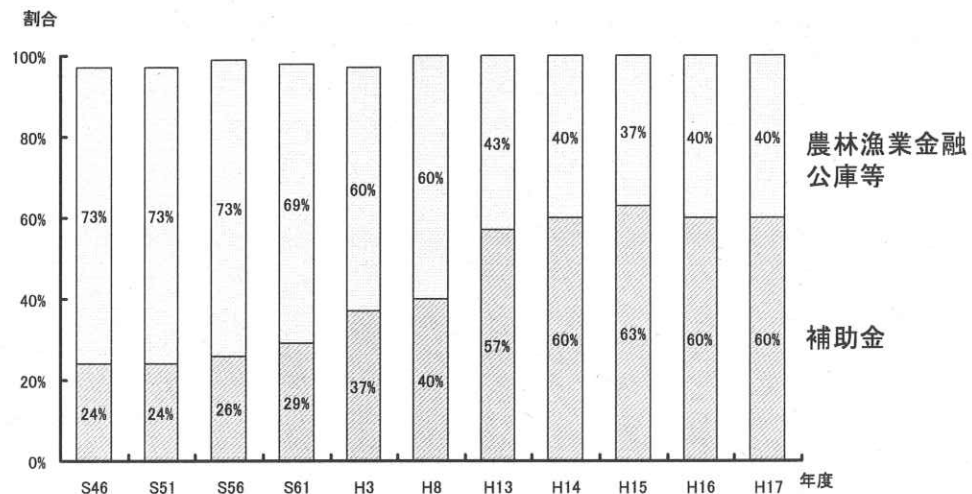
国や地方の財政問題

- ◆ 国の公共事業の見直し
 - ・ 事業費の縮減
 - ・ コスト構造改革プログラム(H15~19年度に総合コスト縮減率15%縮減)
- ◆ 地方財政の健全化等

○林業公社に対し補助事業、融資、地方財政措置など様々な助成措置を講じてきたところ。

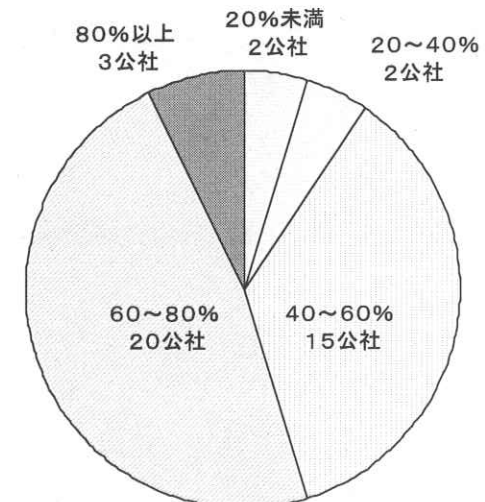
① 補助事業	造林、間伐等の森林整備に対し、国及び都道府県で補助	・ 通常の間伐は9 齢級まで(45年生まで)補助。 ・ 公的森林については、10～12 齢級(46～60年生)の人工林を対象に、高率の補助(国と県あわせて実質85～90%)により、抜き切りを助成(抜き切り後は天然更新により広葉樹を育成) ・ 複層林造成のため、18 齢級まで(90年生まで)の抜き切りの助成(長期育成循環施業)
--------	---------------------------	---

■ 直接事業費に占める資金内訳 (年度別)



資料：林野庁業務資料

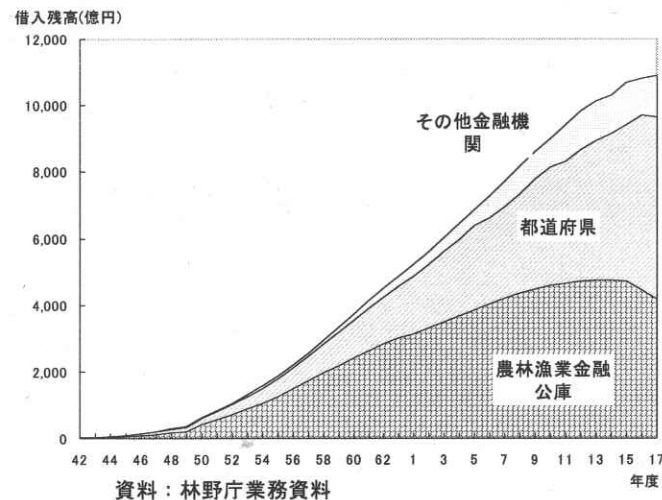
■ 国庫補助事業の活用率 (H17年度までの累計)



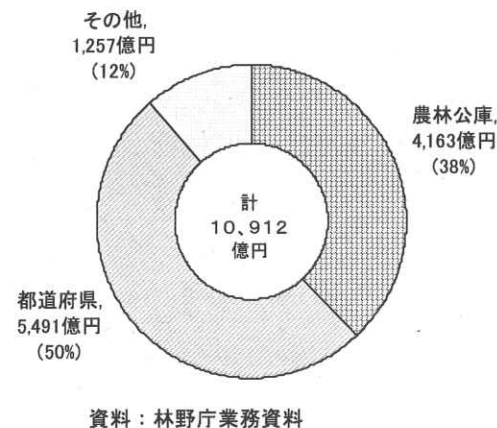
資料：林野庁業務資料

② 金融措置	◇造林資金等による支援 (農林漁業金融公庫)	・平成3年に施業転換資金制度を創設し、金利負担を軽減するとともに、償還期間を55年まで延長 (施業転換資金：伐期の長期化、複層林の造成を行うために農林漁業金融公庫が貸し付ける資金) ・施業転換資金と無利子資金との併せ貸しにより金利の引き下げ等 (H18～19年度の措置)
	◇都道府県の支援	・無利子資金の貸し付け、金融機関の借入資金の利子助成 ・借入金の損失補償等

■林業公社の借入金残高の推移



■林業公社全体の借入金残高
(H18.3.31現在)



■都道府県貸付金の無利子化の状況

年度	新規分		既往分	
	公社数	累計	公社数	累計
S36	1	1	1	1
S42	1	2	1	2
H7			1	3
H9	1	3	1	4
H10	4	7	1	5
H11	4	11	2	7
H12	3	14	5	12
H13	6	20	6	18
H14	2	22	2	20
H15	2	24	4	24
H16	1	25	1	25

資料：林野庁業務資料

③ 地方財政措置	◇公有林野整備事業債のほか、間伐等の森林整備の促進に対する交付税措置等	・都道府県が行う公社への無利子資金の貸し付け、利子補給に対する特別交付税措置等
----------	-------------------------------------	---

- 公社造林地は貴重な資源であり、林業公社がこれまでに果たした役割、造成した森林の適切な整備の必要性等を踏まえ、地域ごとに経営の改善方向を検討し、森林を公益的機能を発揮する社会的資産として育成・保全することが課題。

■ 林業公社のあり方 (H17年10月／21世紀の森林整備の推進方策のあり方に関する懇談会)

- 今後、地域の実情等を踏まえつつ、公社造林地の取扱、資金調達や分収契約方式のあり方等を検討することが必要

取組方向：① 県民共有の財産であるという意識の醸成

② 長伐期化、複層林化など、公益性をより重視した施業方法への見直し

③ 資金調達の円滑化、補助事業等の活用、弾力的な契約内容への移行

④ 公社造林地は、一定のまとまりをもった一団の森林として、効率的な管理、資源活用が可能

⑤ 分収方式を発展的に解消し、地方自治体による森林整備へ移行(県営林化)

■ 林業公社造林地の今後の取扱

- ・ 契約により主伐(皆伐)の伐期が迫っている。
契約上の主伐時期；H14～18年 2,400ha
H19～23年 34,500ha

＜契約に基づき皆伐する場合／問題点＞

- ・ 多くが大面積団地であり、一斉皆伐による影響は大きい。
(6 齢級以上の森林における一団地の平均面積22ha)
- ・ 現在の木材価格では、伐採収益による投下資本回収は困難(公社)
- ・ 分収の収益は再投資に十分ではなく、再造林が困難(森林所有者)

施業転換の検討

- ・ 造成した森林について、将来にわたって多面的機能を発揮することが重要

- ・ 森林の公益的機能の高度発揮
- ・ 木材資源としての価値の維持・向上

＜非皆伐施業等に転換する場合／課題＞

- ・ 主伐期の先送りに伴い、償還財源等の別途手当が必要
- ・ 高齢級の間伐、複層林化のための施業に対する追加な支出が必要
- ・ 過疎化、高齢化等の中で、多数の森林所有者との契約変更に多大な労力が必要(契約件数5万8千件、うち個人4万2千件)

(資料 1)

■林業公社一覧 (H18.3.31現在)

公社名	分収林面積 (百ha)	民有人工林 に占める割合 (%)	公社名	分収林面積 (百ha)	民有人工林 に占める割合 (%)
(財) 北海道森林整備公社	2	0%	(社) 滋賀県造林公社	70	25%
(社) 青い森農林振興公社	102	8%	(財) びわ湖造林公社	125	
(社) 岩手県林業公社	242	7%	(社) 京都府森と緑の公社	47	4%
(社) 宮城県林業公社	93	6%	(社) 兵庫みどり公社	194	9%
(財) 秋田県林業公社	240	9%	(財) 奈良県林業基金	13	1%
(財) 山形県林業公社	157	13%	(社) わかやま森林と緑の公社	34	2%
(社) 福島県林業公社	152	7%	(財) 鳥取県造林公社	146	12%
(財) 茨城県農林振興公社	2	0%	(社) 島根県林業公社	222	12%
(財) 栃木県森林整備公社	18	2%	(社) 隠岐島前森林復興公社	4	
(社) 群馬県林業公社	52	5%	(社) おかやまの森整備公社	249	14%
(社) 埼玉県農林公社	31	5%	(財) 広島県農林振興センター	148	9%
(財) 東京都農林水産振興財団	6	2%	(財) やまぐち農林振興公社	129	7%
(社) かながわ森林づくり公社	33	11%	(社) 徳島県林業公社	70	4%
(社) 新潟県農林公社	102	7%	(社) 高知県森林整備公社	151	5%
(財) 山梨県林業公社	81	5%	(社) 長崎県林業公社	62	12%
(社) 長野県林業公社	150	5%	(社) 対馬林業公社	52	
(社) 富山県農林水産公社	76	15%	(社) 熊本県林業公社	87	4%
(財) 石川県林業公社	137	14%	(社) 大分県林業公社	90	4%
(社) ふくい農林水産支援センター	150	13%	(社) 宮崎県林業公社	113	5%
(社) 岐阜県森林公社	144	8%	(社) 鹿児島県森林整備公社	114	5%
(社) 木曽三川水源造成公社	100		合 計	4,237	5%
(社) 愛知県農林公社	48	4%			

注) 岩手県と大分県の公社はH19年に解散

(資料2)

■各公社における様々な取組

番号	公 社 名	取 組 方 向	取 組 の 概 要
①	岩手県 (社)岩手県林業公社	・ 県営林化 ・ 森林の3区分	公社の造林地を、林相や立地条件などから、「標準的な伐期の施業」、「長伐期施業」、「分収林契約を解除して協定等による森林整備を行う森林」の3つに区分。 公社は経営改善を進めつつ、平成19年5月に県有林事業に一元化(債務は県が継承)。
②	石川県 (財)石川県林業公社	・ 経費削減 ・ 有利子債務の圧縮 ・ 分収比率の見直し	管理費・保育事業費等の経費削減の徹底、有利子債務の圧縮とともに、分収比率を見直しに取り組む経営改善計画を策定。 分収比率の見直しは、現在の契約内容である公社6割、土地所有者4割の比率を基本とし、公社が事業に要した経費と木材販売収入を比較し、その多寡により双方の持分を最大50%変動させる内容で、伐期延長の契約変更と併せて推進。
③	和歌山県 (社)和歌山県林業公社	・ 上下流町村への働きかけ ・ 広葉樹の植栽	林業公社が主体となって、上下流町村に働きかけ、豊田川治水組合(富田川上下流の4町村で設立)と分収林契約を結び、同組合からの委託によって、広葉樹を植栽するなど多様な森林づくりを推進。
④	島根県 (社)隠岐島前森林復興公社	・ 借入金によらない原資調達(町村負担金と補助金)	松くい虫により甚大な被害を受けた隠岐島において、島の緑を復活させるために隠岐島森林復興会社を設立。造林は3町村の負担金と造林補助金によって実施し、借入金によらない原資調達の下での造林を推進。
⑤	大分県 (社)大分県林業公社	・ 県営林化 ・ 非皆伐施業	公社の造林地については、公益的機能の発揮に重点を置いた非皆伐施業(択伐-天然更新)により経営。 県の公社・外郭団体の見直しの一環として、平成19年8月に林業公社は県営林へ移行(債務は県が継承)。
⑥	鹿児島県 (社)鹿児島県森林整備公社	・ 利用間伐による収入確保	森林組合と連携強化を図り、現地をきめ細かく踏査することによって利用間伐を積極的に実施しており、間伐収入が毎年約1億円に達するなど、収入確保に努めつつ森林整備を推進。

■事例／A県が取り組んでいる非皆伐施業

※A県では、皆伐を前提としていた施業を見直し、間伐の繰り返しによって徐々に収穫する長期的(85年)な施業に転換。

材積分収を採用し、間伐による収益は造林者の収益とした上で、契約終了時には立木を土地所有者に返還する方式を指向。

(契約者の9割以上がこの方式に同意。公社の廃止に伴い県営林として経営管理)

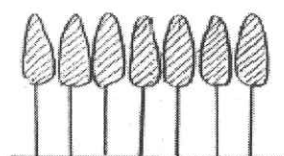
※注：図はイメージ

皆伐のデメリット

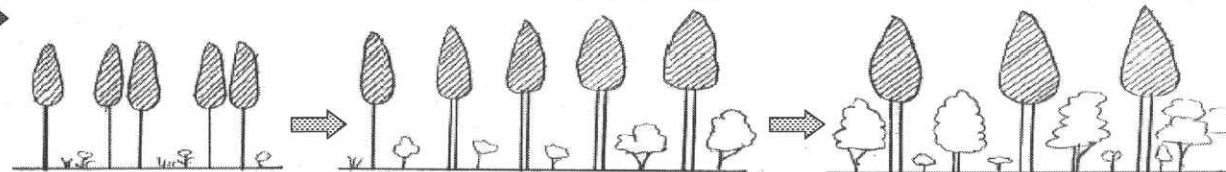
長期の契約に変更

★ 皆伐の回避 ⇒ 公益的機能の発揮
(長伐期、針広混交林化)

★ 抜き切りによる木材収入



(45年生)



抜き切り①

抜き切り②

抜き切り③

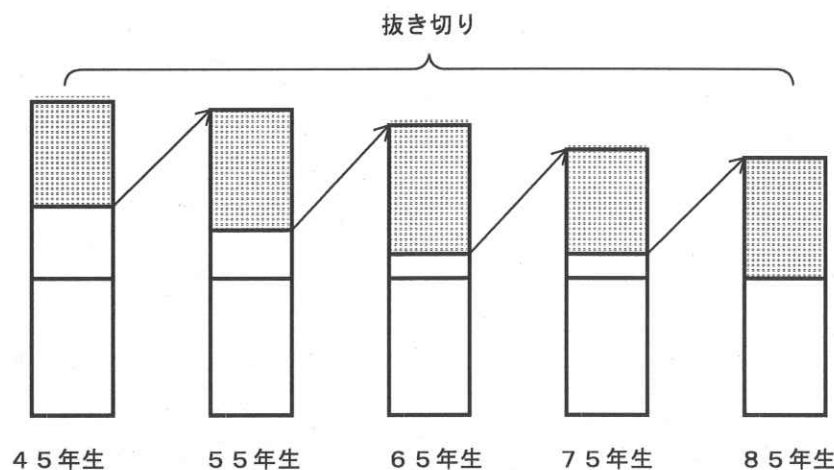
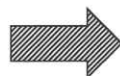
抜き切り④、⑤

(契約終了時の森林状態)

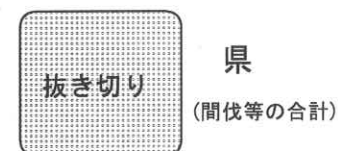
従来は収益分収



(45年生で皆伐)



材積分収に変更



契約終了時

■ 諸外国の森林等との比較

区 分	日 本	オーストリア	ドイツ	アメリカ
森林面積	2, 5 1 2 万ha	3 8 6 万ha	1, 1 0 8 万ha	3 0, 3 0 9 万ha
国土面積に占める割合	6 7 %	4 7 %	3 2 %	3 3 %
国民一人当たりの森林面積	0. 2 ha/人	0. 5 ha/人	0. 1 ha/人	1. 1 ha/人
ha当たりの蓄積	1 6 1 m ³ /ha	2 8 7 m ³ /ha	2 6 0 m ³ /ha	1 1 6 m ³ /ha
ha当たりの木材生産量	0. 7 m ³ /ha	5. 2 m ³ /ha	5. 5 m ³ /ha	1. 8 m ³ /ha
ha当たりの路網密度	1 6 m/ha	8 7 m/ha	1 1 8 m/ha	2 3 m/ha

資料：業務資料（林野庁）、STATE OF THE World's Forests 2005（F A O）

注：アメリカにおける路網密度の数値は、オレゴン州のもの。

■ オーストリアの概況

- ・ オーストリアは、国土の多くを山岳地形で覆われており、所有規模5 ha未満の森林所有者が5 6 %（日本は3 4 %）と零細な所有者が多いなど我が国と類似。
- ・ ha当たりの蓄積が高く資源的に充実。路網密度が高く基盤が整備されており、これらの結果、森林1 ha当たりの木材生産量は日本の7倍以上。
- ・ 木質バイオマスの利用については、国民一人当たりの木質エネルギー消費量が欧州第4位であるなど、バイオマス先進国。
- ・ 小規模所有の克服と高い生産性の達成、バイオマス利用など我が国の森林・林業行政の参考とすべき点が多い。

「美しい森林づくり」に向けた施策の展開 [平成20年度概算要求]

【課題】

○ 京都議定書森林目標の達成
H19年度以降6年間毎年55万ha計330万haの間伐実施が必要



・ 安定財源の確保に加え
・ 個人負担の軽減
・ 地方負担対策等が課題
・ コスト改革等の推進が必要

○ 国民のニーズに応える広葉樹林化等多様な森林づくりの推進

○ 局部的豪雨の頻発などにより、激甚な災害が発生する中、安全・安心の確保が必要

【「美しい森林づくり」推進総合対策】

～美しい森林づくりの基礎となる330万ha間伐の確実な実施～

○「美しい森林づくり」促進対策

①多角的な取組の展開

- ・ 高齢級森林整備促進特別対策
(高齢級の利用間伐に対し経費補填を含む無利子融資型の新たな助成措置を導入し民間活力による間伐を推進)
- ・ 美しい森林づくり基盤整備交付金
(市町村主導の下、地域の創意工夫を活かした間伐等を推進するための交付金の創設)
- ・ 未整備森林緊急公的森林整備導入モデル事業
(創意工夫により、地方、個人負担の軽減にもつながる定額助成方式の推進)
- ・ 育成林整備事業の拡充 (7～9 齢級の間伐の助成を本格的に実施)
- ・ 「美しい森林」共同整備特別対策 (森林整備法人等による「非皆伐施業」の推進)
- ・ 林道改良統合補助事業の拡充等 (低コスト作業システムに対応した路網整備や間伐材の利用推進)

②保安林機能強化緊急プロジェクト

荒廃した保安林等の水土保全機能の強化を図るため、補助対象齢級の引き上げや治山施設整備と一体的な森林整備の推進などの対策を措置

③地方財政措置の充実

↑ 所有者の意欲の喚起、幅広い参画

○「美しい森林づくり推進国民運動」の展開

行政機関や民間組織・企業・個々の国民が一体となった着実かつ効果的な国民運動の推進を図るため、企業・都市住民の参画や不在村を含む森林所有者による取組の促進などのソフト対策を総合的に推進

左記を達成するために必要な仕組みを検討

- 一 市町村に直接交付する交付金制度の創設
- 一 森林整備事業に係る地方財政措置の充実等

コスト改革

低コスト・高効率作業システム等による間伐コストの低減と安定供給等による間伐材利用の拡大によって、間伐のトータルコストの低減を強力に推進。

また、これらに取り組む森林組合を明確化。

「美しい森林づくり」の実現

【安全・安心の確保】

○大規模山地災害総合対策

- ・ 既存施設の機能強化や火山防災林としての森林の活用などにより、効率的に山地防災力を強化
- ・ 危険地区の情報提供や災害発生時の支援等のソフト対策とも一体となった総合的な治山対策の推進

【花粉症対策】

○花粉発生源対策

- ・ 花粉症対策品種の開発、苗木の生産量拡大に向けた供給体制の整備
- ・ 少花粉品種への更新・広葉樹林等への誘導の重点的な実施

緑の雇用対策、林業・木材産業・山村の再生、バイオマス利用の推進等

美しい森林づくり推進国民運動の展開

・間伐等の保育を適切に実施するとともに、長伐期化、広葉樹林化等多様な森林づくりを推進。

現 状

○地球温暖化防止森林吸収源対策

森林吸収目標1300万炭素トンの達成のためには、現状の年間の間伐面積35万haに加え、H19から6年間毎年20万ha(合計120万ha)の追加的な森林整備(間伐)が必要。

○育成林を中心として資源の充実

利用可能な高齢級のものが、10年後には育成林の約6割に

○木材自給率が上昇

H16:18.4% → H17:20.0%(好転)



今が、森林の整備・保全をすすめ、地球温暖化を防止し、また、森林・林業・山村の再生を図るチャンス

○国民の多様なニーズへの対応

花粉症対策や良好な景観形成、生物多様性の確保、鳥獣被害対策などの国民の森林へのニーズが多様化

目 標

① 毎年55万ha、計330万haの間伐を推進 (京都議定書森林吸収目標の達成)

<育成林1140万haの状況>

間伐対象外齢級 約210万ha

奥地等間伐当面困難 約200万ha

2007～12年の
6年間に間伐

約330万ha

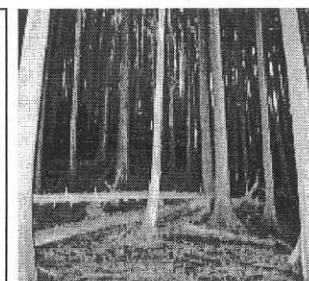
当面間伐必要なし
(既に適正な状況)

約400万ha

約8割を適正な状況に
間伐対象森林

② 更に、100年先を見据え長伐期化、針広混交林化、広葉樹林化等多様な森林づくりを推進

「美しい森林づくり」によって「美しい国づくり」に寄与



森林・林業基本計画（平成18年9月8日閣議決定）

基本的な考え方

- 水を育み国土を守る森林は緑の社会資本。その恩恵を後世の人々が享受できるよう、より長期的視点に立った森林づくりを推進
- 森林を支えるためには林業の発展が不可欠。国産材の利用拡大を軸に林業・木材産業を再生し、国産材の復活を目指す

転換期を迎えた森林・林業と新たな施策の方向性

利用可能な資源の充実

高齢級の森林が急増し、利用期を迎える一方、施業が十分でなく森林の荒廃が懸念
多面的機能の発揮のため、充実しつつある森林資源を利用しながら多様な姿へ誘導する分岐点を迎えている状況

森林に対するニーズの多様化

地球温暖化の防止、山地災害の防止、生物多様性や景観の保全、環境教育の場としての利用や花粉の発生抑制等の森林に対するニーズが多様化

こうしたニーズに的確に応える森林づくりが必要

木材の需要構造の変化と新たな動き

寸法精度や強度の明確な製品の大量で安定的な供給へのニーズの高まり、加工技術の向上等による国産材の利用拡大、国産材利用に対する消費者の理解の広がり、輸出の拡大等の動きが活発化

こうした状況に対応し、林業・木材産業の構造改革が必要

施策の再構築

○100年先を見通した森林づくり

国土の保全、水源かん養、地球温暖化の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させ、地球環境の保全に貢献。このため、50年サイクルの森林づくりだけでなく、地域の特色やニーズに応じ、資源を利用しながら広葉樹林化や長伐期化等の多様な森林づくりを本格的に推進。その際、路網と高性能林業機械の一体的な作業システム等により低コスト化を徹底

○流域の保全と災害による被害の軽減

流域全体の保全のための治山対策を効果的に推進。また、災害を防ぐことに加え、被害の軽減（減災）に向けて、地域の避難体制づくりと連携した事業を実施

○様々なニーズに応えた森林づくりと利用

花粉の発生を抑制するため、花粉の発生源の調査、無花粉スギや花粉の少ないスギ苗木の供給を促進。また、森林や木材利用に対する理解と関心を深めるため、森林環境教育、木材利用に関する教育活動を推進

○国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生

資源の充実、加工技術の向上等をチャンスにとらえ、川上と川下が連携し、大規模需要者のニーズに対応し得る国産材の安定供給を推進。このため、意欲ある事業者への施業の集約化、製材・加工の大規模化、消費者ニーズに対応した製品開発、企業、消費者等への集中的なPR、木材輸出の拡大等を推進

○国有林と民有林の連携の強化

国土の骨格に位置する森林を直接管理・経営している国有林のノウハウを活かし、民有林と一体となった流域の保全、木材の安定供給、国有林を活用した技術研修や森林環境教育の支援を推進。また、優れた自然環境を有する天然生林の保全管理を推進